【参法 10】

衆議院議員定数削減法案

【公職選挙法に係る改正】

立法の背景・趣旨

ネット時代において今の議員数は多すぎる。

→　身を切る改革の一環として衆議院議員の定数を削減する必要がある。

衆議院議員の定数をおおむね３割削減して 336 人とし、小選挙区選出議員を 240 人、比例代表選出議員を 96 人とするものとする。

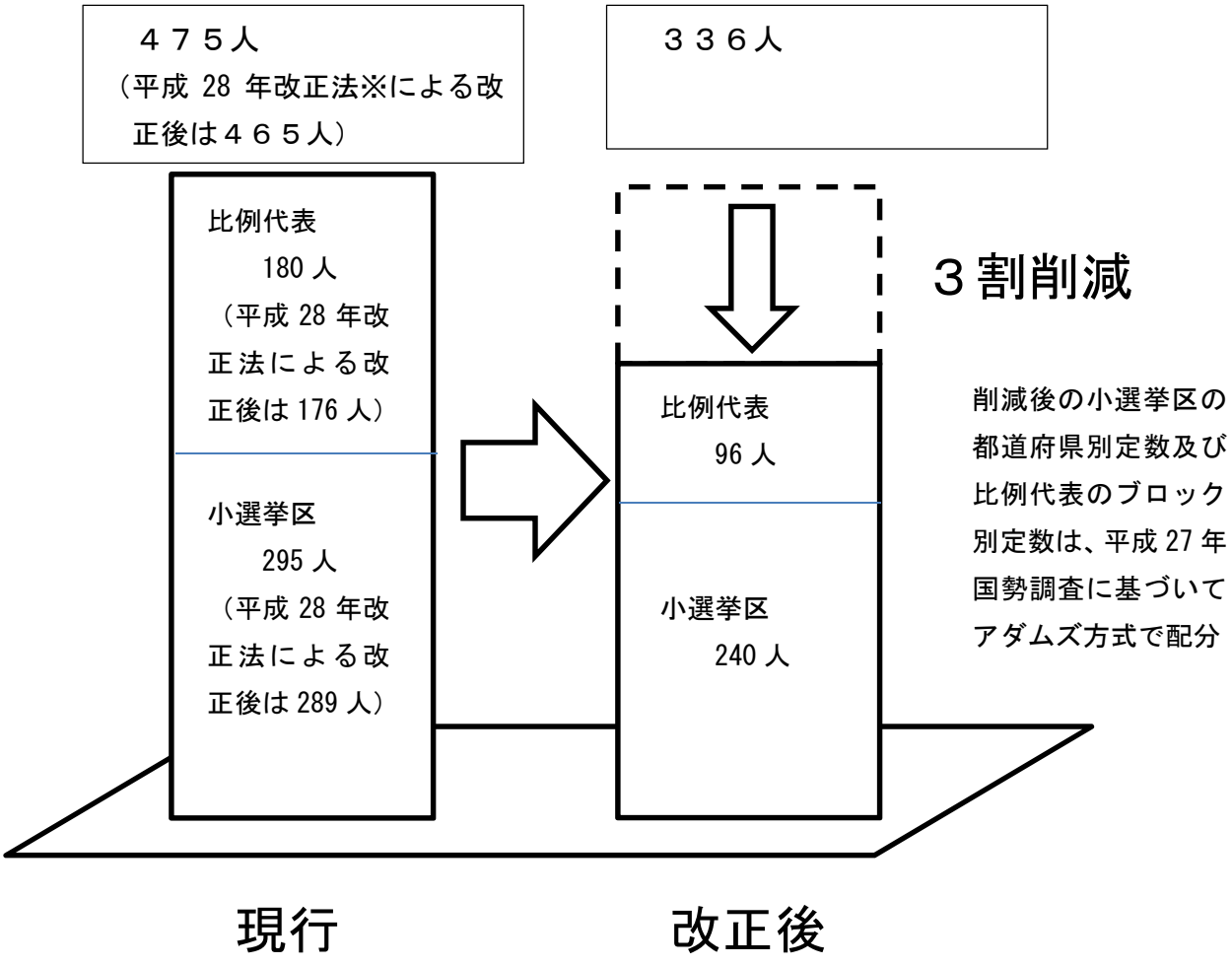

※「平成 28 年改正法」＝衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年５月成立・公布）